

公益財団法人青森県市町村振興協会交付金交付細則

(趣旨)

第1条 この細則は、公益財団法人青森県市町村振興協会（以下「協会」という。）交付金交付規程（以下「規程」という。）第9条の規定に基づき、協会が市町村に交付する市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付金の単位)

第2条 市町村交付金の単位は、1円単位とする。

(交付金の交付時期)

第3条 協会は、市町村交付金を当該年度の1月末日までに市町村に交付するものとする。

(交付決定の通知)

第4条 協会は、交付金額を決定したときは、市町村交付金決定通知書（様式第1号）により市町村に通知するものとする。

(交付金の振込口座)

第5条 市町村は、交付金の振込口座を市町村交付金振込口座通知書（様式第2号）により協会に通知するものとする。ただし、振込口座に変更があった場合はその都度協会へ届出するものとする。

(事業実績報告書及び提出時期)

第6条 規程第8条に掲げる市町村の事業報告は、事業報告書（様式第3号）により当該年度の翌年度の4月末日までに提出するものとする。

附 則

- 1 この細則は、公益財団法人青森県市町村振興協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人青森県市町村振興協会交付金交付細則（平成13年12月13日規程第14号）は廃止する。

附 則

この細則は、平成27年8月18日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年1月21日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年1月23日から施行する。